

水道法に基づく水質基準全項目について ISO/IEC 17025 の認定を取得しました!!

この度、ISO/IEC 17025 について従前より取得している化学試験に加えて、水道法で定められている水質基準全 51 項目とサンプリングについても平成 28 年 4 月 19 日付で拡大認定されました（認定番号：RTL02330）。

これにより、当社の水道水質検査は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的にも認められたこととなりますので、例えば、FSSC22000 の認証に伴う水質検査でもお役にたてさせていただきます。

加えて、WTO 加盟国・地域への輸出であればワンストップテストングが実現する為、輸出先毎に再び製品検査を行う必要がなくなります。

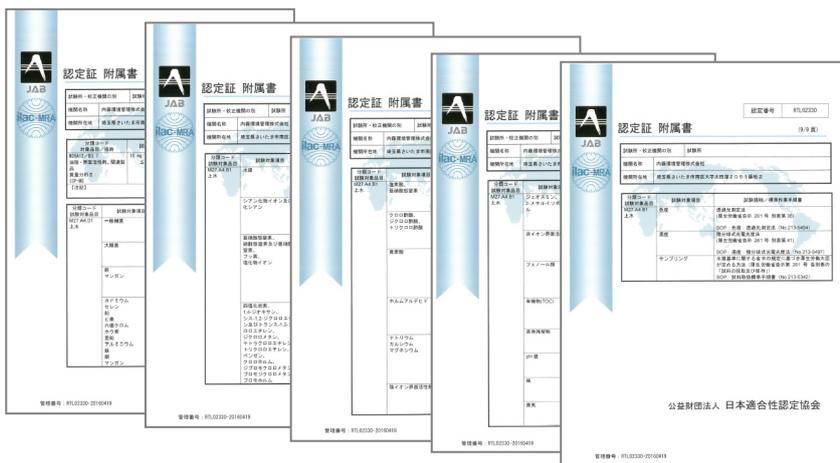
●ワンストップテストングとは？

ワンストップテストングは、「貿易の技術的障壁の低減と除去のための国際協定（WTO TBT）」に基づき、WTO 加盟国・地域であれば、ISO17025 の認定を受けた試験所での試験結果が何処でも通用することを言います。これにより、輸出先の国毎に試験を受け直す時間やコストが大幅に削減可能となります。

● ISO 9001 と ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) との違いは？

ISO 9001 は品質マネジメントシステムが要求されていますが、試験所の技術的な能力を保証するものではありません。（当社は既に ISO9001 認証を取得し、その運営を確立しています。）

一方、ISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) は、試験結果の信頼性を保証する国際的な試験所認定の規格です。すなわち、この認定の取得により、試験所が ISO 9001 の要求事項を全て満たしつつ、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。



当社は、水道法第 20 条の厚生労働大臣登録の水質検査機関です。その他、水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）の認定も受けておりますので、水道水質検査の事はお任せ下さい。詳しくは、当社 検査区分責任者（フリーダイヤル 0120-01-2590）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

